

行政法 I

科目ナンバー 8C103
地方自治・行政系科目
選必 2単位

内貴 滋

1. 授業の概要(ねらい)

①まず、アリとキリギリスの話から行政の役割を皆で考えることから始まります。そして、具体例を考えながら、行政の概念と分類、行政法の法源とその基本原理、行政の具体的な行為である行政立法(法規命令、行政規則)とその本質である行政行為の意義・種類・効力・瑕疵などの行政法の基礎理論を講義します。

②国家行政組織法など行政組織の特質(特別権力関係を含む)を論じます。

そして、この授業を通じてDP(2・3)に関する知識・技能・態度を習得します

なお、毎回、アクティブラーニングとして学生の将来に備え、公務員試験問題を実践的に解き学生との意見交換(ディスカッション)を実施します。総務省自治大学校客員教授、消防大学校長の経験を踏まえた授業内容を適宜取り入れます。

なお、一昨年度まで学外授業として行政の第一線で活躍している自治体の現場を視察して、行政の実態を肌で感じてもらいそれについて意見交換をしていましたが、新型コロナの感染が収まれば同様に実施する予定です。

本科目は、実務経験のある教員による授業です。担当教員は総務省及び出向した自治体(北海道庁・大分県庁・富山県庁・北九州市等)において多くの行政関係の政策、法律・条例を立案した現実にそれを施行し運用した経験を持っています。授業では国や自治体における行政の仕組みと基本的考えたの実際や直面した課題などを題材とした議論等を行います。

2. 授業の到達目標

現在、我が国は行政大改革の真只中にあります。

担当教員は、8年に及ぶ英国勤務(外交官、自治体代表)を含め行政官として総務省における法案の責任者として国会対策を担当するとともに、政令市の副市長、都道府県の総務部長として新卒採用・人事管理、組合交渉、予算編成、議会対策、重要政策の企画・実施、法律・条例の立案に幅広く携わり、まさに国・地方自治に一生を捧げてきました。この具体的な実務経験を通じての視点から授業を行います。

地球温暖化、高齢化、グローバル化など国を取り巻く情勢が大きく変化し、国民ニーズが多様化する中で、行政の果たすべき役割は極めて多岐にわたっています。これらの情勢を踏まえ、公務員(国・県・市町村)を志す学生はもとより、NP O、民間企業での活躍を目指すものにも役立つよう、千数百を超える法律からなる行政全体を通ずる基本原理を個別行政をも具体的に論じながら、身近なものとして身につけることができます。

行政法 I では行政法の一般原理と行政組織、行政作用の基本を学ぶことができます。

3. 成績評価の方法および基準

試験の成績(100%)で評価します。解答はその後の授業等で解説・評価しフィードバックします。

4. 教科書・参考文献

教科書

教科書 『英国地方自治の素顔と日本』ぎょうせい 内貴滋著ISBN978-4-324-10126-1

(上記の文献は地方自治法 I・IIの他 行政法 I・II、地方行政論 I、公共政策論 I、地方財政論 I・II、地方自治行政演習 I・II、危機管理論の共通の教科書です。)

レジュメ LMSに掲載するのでダウンロードして持参のこと

5. 準備学修の内容

日頃から新聞やテレビなど国民生活や政治問題などに関心を持ち、疑問をもってください。

若者としての夢と誇りをもって、ともに積極的に挑戦しましょう。

毎回の授業教材は前もってLMSに掲載されます。また、ほぼ毎回「君たちはどう考えるか」という課題が示されますので次回までにやっておくようにしてください。おおよそ、予習に1時間、課題と復習に2時間を見込んでいます。

6. その他履修上の注意事項

7. 授業内容

- 【第1回】 オリエンテーション—行政官の視点からの法律の心
(・ふるさと創生(竹下内閣)、阪神淡路大震災後の新たな防災態勢の構築(村山・橋本内閣)
・JET事業の創設、一村一品運動の企画実施、英国行政の導入(在英国日本大使館)、
公害への挑戦(富山県・北九州市)、民間動物園廃止後の救済等を担当して)
- 【第2回】 行政法とは何か —アリとキリギリス(1)
- 【第3回】 行政法とは何か—アリとキリギリス(2)
- 【第4回】 誰が行政を行なっているのか(1)国家行政
- 【第5回】 誰が行政を行なっているのか(2)地方行政
- 【第6回】 人のために尽くす—公務員とはどういう人達か、海上保安官は辞職すべきだったのか?
- 【第7回】 行政法の基本原理(1)法律の留保
- 【第8回】 行政法の基本原理(2)救済法
- 【第9回】 行政立法
- 【第10回】 行政行為論—はじめに 喫茶店 対 PTA
- 【第11回】 行政行為論(1) 種類・裁量
- 【第12回】 行政行為論(2) 効力・瑕疵
- 【第13回】 行政行為論(3) 行政行為と法律関係
- 【第14回】 行政行為論(4) 附款
- 【第15回】 行政指導・行政契約・行政計画、
学外授業として、地方自治法履修者と一緒に栃木県庁・宇都宮市役所などを訪問し、行政の第一線の状況を視察します。

